

新潟県条例第16号

新潟県立学校条例の一部を改正する条例

新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（入園料及び保育料）</p> <p>第4条 幼稚園の入園料及び保育料（以下「<u>入園料等</u>」という。）の額は、次の表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2 <u>入園料等は、知事が別に定める期限までに納めなければならない。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 <u>知事は、次の各号に掲げるときは、入園料等の全額の納付があつたものとみなすことができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>入園料等の納付義務者から子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項に規定する施設等利用費の額に相当する額の支払があつた場合（当該支払の額が入園料等の額より低い額である場合に限る。）において、当該納付義務者に対し、市町村から同項の規定による支給があつたとき。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>市町村から子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定による支払があつたとき（当該支払の額が入園料等の額より低い額であるときに限る。）。</u></p>	<p style="text-align: center;">（入園料及び保育料）</p> <p>第4条 幼稚園の入園料及び保育料の額は、次の表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2 <u>前項の入園料は、4月分の保育料と同時に納めなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の保育料は、毎月25日までに納めなければならない。ただし、8月分は、9月分と同時に納めることができる。</u></p> <p>4 <u>保育料の納付義務者から申出のあつたとき及び3月分にあつては、前項の規定にかかわらず、納付期限前であつてもこれを徴収することができる。</u></p> <p>5 （略）</p> <p>6 （略）</p>

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行し、次項の規定は、平成31年4月1日から適用する。
（入園料の額の特例）
- 2 平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に入園し、かつ、令和元年10月1日以後も引き続き在園する者に係る入園料の額は、新潟県立学校条例第4条第1項の表に掲げる額を限度として、知事が別に定める額とする。